

第28期社会教育委員の会議

第1回定例会

議事録

平成30年6月21日

【1】開催日時

平成30年6月21日（木）18時30分～20時30分

【2】開催場所

世田谷区役所第2庁舎3階 教育委員会室

【3】出席委員

萩原委員（議長）、峯岸委員、神保委員、森岡委員

村上委員、権田委員、山崎委員、吉岡委員、湯澤委員

【4】出席職員

教育委員会事務局

堀教育長、花房生涯学習部長、田村生涯学習・地域学校連携課長

大井社会教育係長、御園生社会教育担当係長、佐山団体支援担当係長

橋本社会教育係主任

【5】傍聴人

無し

【6】次第

1 委員の委嘱

2 教育長あいさつ

3 委員紹介、事務局紹介

4 議事

（1）議長、副議長の選出

（2）議事録署名人の指定

（3）世田谷区社会教育関係団体に対する補助金交付について

（4）社会教育委員の会議のこれまでの取り組み

（5）第28期社会教育委員の会議の取り組み

5 意見交換

6 その他

○事務局 ただいまから第28期社会教育委員の会議第1回定例会を開催いたします。

本日、議長が決まるまでの間、進行を務めさせていただきます、私は生涯学習・地域学校連携課長の田村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着席で失礼させていただきます。

なお、坂倉委員におかれましては御欠席との連絡をいただいております。また、本日の会議の議事録を作成するため、今期から速記者を同席させていただいておりますので、御了承いたします。

それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。

まず初めに、社会教育委員の委嘱を行います。こちらにつきましては、既に皆様の机の上に委嘱状を置かせていただいております。社会教育委員をお引き受けいただき、まことにありがとうございます。

次に、世田谷区教育委員会を代表しまして、堀教育長より御挨拶を申し上げます。堀教育長、よろしくお願いいたします

#### 【堀教育長挨拶】

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、委員紹介、事務局紹介に移ります。お手元の資料1、第28期世田谷区社会教育委員名簿をごらんください。恐れ入りますが、萩原委員より時計回りの順に自己紹介をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

#### 【委員自己紹介】

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、事務局を紹介させていただきます。

#### 【事務局自己紹介】

ここで堀教育長、花房部長は、この後別の公務がありまして、大変恐縮ですが、ここで退席させていただきます。

それでは、議事に移ります。

まず、議長、副議長の選出ですが、どなたか立候補、推選等ございますでしょうか。

それでは、特にないようでしたら、事務局から議長を萩原委員に、副議長は本日欠席ではありますが坂倉委員を御推選させていただきたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

( 異議なし )

○事務局 ありがとうございます。御承認をいただきましたので、萩原委員にお引き受け

いただけますでしょうか。

○議長 はい、お引き受けいたします。

○事務局 ありがとうございます。それでは、ただいま御承認いただきました萩原委員には、議長としてこの後の議事進行をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長 改めまして、ただいま選出されました萩原でございます。ここからは2年間、第28期の社会教育委員の会議の議長を引き受けさせていただきます。今期、また新たな新任の委員の皆様にもお力をいただきながら、また皆様と前期からの再任された委員の皆さんとも含めて、一緒に2年間頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

また、副議長の坂倉先生は今回御欠席ということで、次回改めて御挨拶いただければと思っております。

それでは議事に従って、まずは議事(2)議事録署名人の指定というのがございます。これは、毎回作成した議事録を次の回の会議で皆さんにお諮りして御承認いただいたものに、順番に2名の方の署名をいただいております。その次の回までには議事録の案が皆様の手元に届いて、それを皆様に確認いただいて、加除修正等あったものがまた記録としてその次の回に出てくると思っています。それに対して、特に異議がなければ議事録署名人の方に署名をしていただくという手続になります。

今回、順番でお願いしたいと思っておりますが、この名簿順に、最初で申しわけないですが峯岸委員と神保委員に署名をお願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。

#### 【両委員了承】

次に、議事(3)世田谷区社会教育関係団体に対する補助金交付についてです。補助金交付については、社会教育法第13条により社会教育委員の会議での承認が必要となっているので、まずは事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 事務局を担当させていただいております、教育委員会の生涯学習・地域学校連携課団体支援担当課長の佐山と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。本日は、貴重な時間をいただきましてありがとうございます。早速ですけれども、議事(3)につきまして、こちらから若干の御説明をさせていただきます、その後御審議いただければと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

では、事務局から御説明させていただきます。まず、お手元の配付資料にある、今回この議題で使わせていただくのは資料2と資料3—1、3—2、それから別に用意してあり

まず参考資料、交付申請書と書いてあるこの束を資料として使わせていただきます。なお、別になっている参考資料につきましては、個人情報の中に掲載されているものですので、恐縮ですが、審議が終わりましたら回収させていただきますので、どうぞ御了承くださいませ。

それでは、御説明に入らせていただきます。世田谷区教育委員会では、社会教育関係団体及び区立幼稚園・こども園、小中学校のPTA連合協議会に対して、世田谷区社会教育関係団体に対する補助金交付要綱と、世田谷区立学校PTA連合体補助金交付要綱のそれぞれの要綱に基づいて補助金を交付しております。今、議長の先生から言われましたが、交付の決定に当たっては社会教育法第13条で社会教育委員の会議の意見をお聞きした上で行うということになっておりまして、それぞれの要綱にも同じ内容のことが書いてございます。これに基づいて、本日は資料2にあります平成30年度社会教育関係団体に対する補助金交付一覧（案）のとおり交付するということにつきまして、御審議、御承認をいただきたくお願いしたいと思います。

では、資料の中身を御説明させていただきます。資料2をごらんいただきたいと思えます。資料2に記載されております7つの団体のうち、1から4までは資料3-1にあります世田谷区社会教育関係団体に対する補助金交付要綱によっております。それから、5から7の3つの団体につきましては、資料3-2の世田谷区立学校PTA連合体補助金交付要綱によってそれぞれ交付しております。要綱が違いますので、両者を分けて御説明させていただきます。

まず1つ目、社会教育関係団体の補助金、資料2でいきますと1から4の団体ですが、これは要綱の第1条に目的がございまして、「世田谷区における社会教育の発展をはかり、且つ団体の自主的活動を奨励、育成するため」に交付しております。

交付対象団体、それから交付対象事業につきましては、同じ要綱の第2条第1項に「全区的連合組織をもつ団体及びこれに準ずる団体とし、次の要件を備えていなければならない」とありまして、その他の要件とか範囲が定められております。

それから、補助金の交付額ですが、要綱の第3条で「補助対象経費のうち、原則として50%以内とし、予算の範囲内」とされております。なお、今回申請がありました1から4までの4つの団体につきましては、申請内容については別冊の参考資料をごらんいただきたいと思えますが、事務局としましては、対象事業、申請額も適正であると考えております。

続きまして、資料2の5から7までの3つの団体について御説明させていただきます。こちらはPTA連合協議会の補助金ということになっておりまして、目的は、資料3—2の要綱の第1条ですが、「PTA活動を通して、社会教育、家庭教育の充実をうながすと共に、学校教育との連携を深め、児童、生徒の健全育成の増進を図る」ということを目的に交付しております。

交付団体と対象事業ですが、こちらは要綱の第2条に補助対象となる事業、それから第3条に補助対象となる団体が規定されております。こちらの補助金につきましては、今回申請のあったこの3つの協議会に対象を限定した補助金となっております。そして、補助金の交付額なんですけれども、こちらは要綱の第4条に規定のとおり限度額が定められておりまして、今回の申請、3団体ともいずれも限度額の範囲内ということになっております。

続きまして、社会教育関係団体につきまして、若干団体の概要だけ御説明させていただきます。

まず、1の白鷺会でございますが、こちらにつきましては各総合支所の地域振興課が開催しております生涯学習セミナーを修了した方で構成されている団体です。この生涯学習セミナーと申しますのは、さまざまな分野の講義や実習、それから文学、歴史散策などを行って、おおむね大体60歳からの生きがいつくり、仲間づくりを目的としたセミナーをやっております。この白鷺会はそれを修了した方の組織ですが、区との関係におきましては、例えば新年子どもまつり、それから親と子のつどい、ふるさと区民まつりなどの教育委員会や区のイベントで、主に手づくり玩具の伝承コーナーを開催していただいております。毎年たくさん子どもたちが参加をして、大変好評を得ております。この団体に係る補助対象事業というのは、年間6回、テーマを変えて行われます研修会の経費ということが補助対象の事業となっております。

それから、2の世田谷区郷土芸能保存会についても若干お話しさせていただきます。こちらは区内の祭りばやしの保存会が16団体、それから区の無形民俗文化財であります餅つき文化を今に伝える三土代会、この合計17団体で構成されている会でございます。こちらの主な活動といたしましては、郷土芸能の保存、それから伝承者の育成、それから区民の方に対しての伝統文化の紹介ということを主に活動しております。

具体的には、それぞれの地元でおはやしの活動をされているほかに、やはり新年のつどいとか新年子どもまつり、あるいはふるさと区民まつり、それから世田谷区総合文化祭、

そのような区の行事にも出演して、区民の方々に郷土芸能を披露して好評を得ております。こちらの団体の補助対象の事業については、ふるさと区民まつりへの参加経費が補助対象事業ということになっております。

1つだけ、ごらんいただくとわかりますが、29年度、この郷土芸能保存会は交付額が1万5000円でしたが、30年度の申請額は8万円とされております。こちらは、皆様御承知のとおり区民まつりで馬事公苑が使えなくなった関係で、昨年度から区役所の中庭で縮小開催しておりまして、その関係で、昨年度は区民まつりにこの17団体のうちの1団体だけしか出演しなかったものですので、それで経費もかからなかったということで補助金も安くなっておりますが、今年度は、場所はまた区役所の中庭と若林公園ですが、実行委員会のほうから、今年度はもう少し拡大して開催したいということで依頼がありまして、今年度は従来どおり5つの団体が出演する予定になっております。そこで8万円ということで、これは2年前と同じ交付額となっておりますので、2年前の額に戻させていただいているということでございます。

それから、ボーイスカウトとガールスカウトにつきましては、それぞれ活動内容は社会教育関係団体として広く知られているところでございますので、こちらについて御説明は省略させていただきます。いずれも世田谷区が関係する行事として、やはり新年子どもまつり、それからわんぱく相撲、ふるさと区民まつり、せたがや産業フェスタ、たまがわ花火大会など、そういうような行事に御参加いただいて奉仕活動をしていただいているところでございます。ボーイスカウトのほうは指導者養成事業が補助対象事業となっております。ガールスカウトのほうはふれあいの日などの交流活動、イベントへの参加、それから地区合同研修会、リーダー育成事業などの経費が補助対象経費として算定されております。

5から7につきましてはP T Aの連合体でございますので、こちらもその活動は広く知られているところでございますので、ここでは活動は省略させていただいております。

以上のように、ちょっと繰り返しになりますけれども、補助金の交付に係る団体の適格性とか、事業の範囲、経費につきましては、1から7までいずれの団体も事務局としては妥当な申請であると考えております。つきましては、資料2のとおり補助金を交付することにつきまして、委員の皆様の御審議、御承認をくださいますようお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長 では、ただいま説明にありました社会教育関係団体に対する補助金交付について、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

今回申請されてきている団体は、いずれも例年どおりというのか、昨年と変わらないんですか。

○事務局 はい、そうです。昨年もこの7団体ということになっております。

○議長 増減なしですね。

○事務局 はい。

○議長 この交付額というのは、区の中で総額が決まっているものなんですか。それとも、例えば8団体申請してきた場合は、その内容が妥当であればそれにプラスということですか。

○事務局 一応予算の範囲内ということで、特に言えるのは上のほうの社会教育関係団体のほうだと思いますけれども、予算の範囲内という要綱上の規定がありますので、仮にそういうケースがあったとしても、だからといって一気に予算を倍というのはなかなか難しいところがあるかなと思います。その時点で検討する形にはなるかと思います。

○議長 いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りしたいと思います。ただいま御説明ありました世田谷区社会教育関係団体に対する補助金交付についての案を御承認いただけますでしょうか。

( 異議なし )

○議長 それでは、承認といたしたいと思います。

○事務局 どうもありがとうございました。

○議長 参考資料は回収ですね。

それでは、引き続き議事(4)社会教育委員の会議のこれまでの取り組みになります。前期、またその前からの流れというものもございますので、これまでの取り組みについて事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、御園生より説明をさせていただきます。

御参考までに、お手元の資料7の社会教育法の抜粋、資料8の世田谷区社会教育委員の会議の設置に関する条例、そして資料9の会議規則及び会議傍聴規則を配付させていただきました。社会教育法に定められております社会教育委員の会議は必置制ではなく、法律上は置くことができるということになっております。東京23区においてはこの会議を設置していない自治体もございまして、平成30年3月現在では23区中9区が会議を設置してい



る状況となっております。全国的には、市町村の統廃合等々もございまして設置数は減少しているものと思われます。

世田谷区では、昭和39年から社会教育行政に関する諮問機関として設置をしております。お手元にごございます配付資料の教育のあらましの55ページにその詳細が記載してございます。この会議を設置しました当初は、教育委員会からの諮問に対する答申または建議をお願いしておりました。近年でございませけれども、議論の取りまとめと整理を記録として取りまとめていると。教育委員会の事業において、そちらを参考にさせていただいているところがございます。ごらんとおり、平成17年度で一旦記載が終わっているところではありますが、翌年18年からの間は教育委員会のさまざまな事業への御意見をいただいておりますが、建議、答申という形ではなく報告という形で、いただいております。記載にございます平成24、25年度の第25期は、区政の動きと連動いたしまして地域における若者支援の取り組み、あるいは若者の交流機会や活動の場に関する支援について検討をいただきました。その中で、社会教育委員の会議主催によるシンポジウムも開催いただきました。青少年、若者が地域とかかわる仕組みづくりとして、青少年、若者の健全育成のための活動拠点の確保と活動の継続が必要であるということで御提言をいただきました。

平成26年、27年度の第26期でございませけれども、第25期の提言を踏まえて青少年、若者にかかわる大人に焦点を当てまして、多くの区民が地域にかかわり、つなぎ合える取り組み手法を研究、検討することといたしまして、青少年、若者の健全育成に大人がどう主体的にかかわれるのかということテーマといたしまして検討結果を活動報告書として取りまとめたいただきました。

そして前期、平成28年、29年度の第27期でございませけれども、配付しております資料10の報告書をごらんいただきたいと思っております。第27期ですが、子どもの貧困をめぐって、単に経済支援や学習支援だけでは解消できない視点としまして、社会教育的アプローチから社会との関係性や参加をキーワードとして、関係性の貧困に焦点を当て、問題を浮き彫りにしていただきました。期の前半では、世田谷区における子どもの貧困についての実態が見えないため具体的な議論に発展しないのではという意見もございましたけれども、学校現場から給食が唯一の栄養源になっている子どももいるということや、進路の時期になって初めてその子どもの家庭が経済的に困窮していることがわかったこと、あるいは区立小中学校の就学援助の認定者数が5300人以上いることなどから、区内には子どもの貧困と

なり得る児童生徒がいることを把握いたしました。また、より具体的な事例を把握するために、元児童課職員であります、現在も子どもにかかわる活動をされている方からの事例報告では、経済的に困窮していても、その周囲にかかわる大人や仲間の存在があれば生きづらさは解消されることがあるなど、関係性の重要性について改めて学習したところでございます。

後半は、これらのことをさらに議論を深めて、その結果としてどんな状況にあっても生きづらさを感じず、前向きに生きていくための環境のあり方の整備が重要であるという方向性と、課題解決に向けた3つの方策をお示しいただきました。お手元にありますよう、活動報告書として取りまとめていただきました。こちらの報告書は教育委員会へ報告をさせていただくとともに、関係所管へ事業実施の際の参考としていただくよう配付をしております。

簡単ではございますが、以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま報告がありました社会教育委員の会議のこれまでの取り組みについて、委員の皆様から何か御質問等ございましたらお願いいたします。

現状、社会教育委員の会議を設置する区そのものが減少しているということ、全国的に見てもなかなか厳しくなっている。これは非常に私自身社会教育の研究者として危惧しております、やっぱり区民、市民の直接の参加、参画のパイプを失っていくことにもなるわけですね。やっぱりこういう市民参加の仕組みをみずから手放す、非常にもったいないことだと思いますし、ある意味市民力を低下させてしまうことにもなるだろうなど。その中で、世田谷区は踏ん張ってつないでいるというところは非常に高く評価されるべきことではないかなと私は思っております。

特に御質問等、御確認等がなければ。また次の今期のテーマの方向性についても事務局から提案はありますけれども、そのときにでもまた何かございましたら御質問いただければと思います。

では、次の議事(5)、今期、第28期社会教育委員の会議の取り組みについてです。また事務局からよろしく申し上げます。

○事務局 それでは、引き続き御園生よりテーマの方向性を御提案させていただきます。

第27期の会議では、先ほどもお話しさせていただいたように、子どもの貧困をバックボーンとして議論を進めていただきましたが、回を重ねる中で、現代の貧困は経済的な貧困だけを指しているわけではなく、むしろ現代においては経済的に豊かであっても地域社会

の変容において、家庭、親子が社会的に孤立しがちな環境にもなっておりまして、関係性の貧困が経済的な貧困へと連鎖していくとき、より複合的で深刻な生きづらさへと陥ってしまうという認識に至りました。

そういった中で、議論の方向性を関係性の貧困にシフトした結果、経済的支援や学習支援など問題解決的にかかわるよりも、生きづらさに寄り添っていくような関係性を大事にしていく必要があるのではないかという視点に至りました。資料5を再びごらんいただきたいと思います。こちらは先ほどごらんいただきました報告書の24ページを抜粋したものでございますけれども、「関係性の貧困からの脱却に向けた方向性と方策」を中長期ビジョンとして御提言をお示しいただきました。そこで、今期でございますが、関係性の貧困からの脱却に向けた方向性である「どんな状況にあっても生きづらさを感じず前向きに生きていくための環境のあり方」を柱といたしまして、3つの方策を具体的な施策になるように御議論いただきたいということを御提案申し上げます。

以上です。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から今期のテーマの方向性について、前期、27期の議論を踏まえて、よりそれを具体化してはどうかという提案がありましたけれども、何か御質問等、御意見等ございますでしょうか。

○委員 今、3つの方策というお話がありましたけれども、その3つの方策についてもうちょっと説明いただければと思います。

○事務局 資料5にございますが、下のほうの点線の部分、関係性の貧困からの脱却に向けた方向性と方策、その方向性が最初の矢印の下ですね。四角で囲ってある「どんな状況にあっても生きづらさを感じず前向きに生きていくための環境のあり方」ということで方向性を出していただきました。これを中心に第27期の皆さんで御議論いただいた結果、「当事者を『共の世界』や公へつなぐ」ということで、こちらに記載してございます「インフォーマルな『共の世界』を豊かにする」ということが1つ。2つ目として「『共の世界』を育むプラットフォームをつくる」、そして3つ目、「第三の大人のネットワークをつくる」という方策を出していただいておりますので、具体的にはこちらのほうを中心とした施策につながっていくような御議論をいただければということでございます。

具体的なこちらのほうに関しましては、資料10の報告書の17ページから具体的に書いてございます。1つ1つの方策に関しては18ページ、「インフォーマルな『共の世界』を豊かにする」のところからですが、こちらはどうでしょうか、私がお話ししたほうがいいのか

か、それとも議長のほうから。

○議長　そうですね、では、そこからは前期の委員として私も取りまとめにかかわりましたので、私のほうから少し補足の説明をさせていただきたいと思います。

お手元の報告書の18ページ、3つの方策について、18ページから22ページ、23ページまで、具体的に3つの方策について提言がまとめられています。先ほど事務局から説明がありました。まず1点目の「インフォーマルな『共の世界』を豊かにする」ということについてなんですけれども、18ページの一番上に、そもそもどういうことなのか、どういう意味なのかということ定義してあります。「人々がインフォーマルに出会い」というのは、そもそも私たちは暮らしの中で、特に意図して、全てを意図して人と交流しているわけではなく、偶発的に近所の方と、少し道路の掃除をしているときに挨拶をしたりとか、あるいはお祭りに出かけていたらそこで知り合えたとか、いろいろあるかと思います。そういうような日常の中に偶発的に埋め込まれている人との出会いとか交流とか楽しみ、その中で育ち合ったり、自然と助け合える関係が生まれてくる、そういった場や機会のことを「共の世界」と我々委員会では定義をしました。

これは、余りにも日常的で当たり前過ぎる部分なものですから、あえてそういうことを見る形にして定義にして議論するということは、そもそもこれまでできてこなかった部分です。逆に言うと、むしろこれまではいかにこの地域社会を便利にしていくか、人々に暮らしやすく近代化していくかということばかりをやってきた部分がありまして、こういう人と人の日常のささやかな、さりげない暮らしの息遣いみたいなところまでを、あえて議論の遡上に乗せるということを私たちはしてこなかった部分があるかと思います。その部分を、前期では実はそこは大事じゃないのか、それがいつの間になくなってしまったんじゃないか、という話が出てきたわけですね。

前期、この会議で長年児童館の職員をされてきた方をお招きしてお話を伺ったときに、やはりそれまでは地域の方たちが子どもたちを見守ってくれていたと。いろんな形で有形無形に見守って支えてくださっていたと。ときにはそれこそ生活困窮と思わしき子どもに近所の農家のおじさんとかおばちゃんが声をかけてくれて、それでちょっとおやつをくれたり、声かけをしてくれるという、見守ってくれる、そういうさりげないかわり、助け合いがあった。だけれども、そういった方たちもどんどん高齢化してきている。また、都市化して住宅地化していく中で、そういった方たちもだんだん少なくなっているという話がありました。そこで、我々はこの「インフォーマルな『共の世界』」というものを

再びどう豊かにしていくかという方向性が打ち出されたという流れがあります。

そうしたインフォーマルに交流する、あるいは関係をつくっていくことによって初めて身近なところでSOSを出せる機会がつけられるのではないか。いきなり何か相談機関に当事者が行くという、非常に困ってしまっているという人がいきなり行くというのはなかなか敷居が高いという部分があるわけです。やはり人はSOSというのをなかなか出しにくい、御本人も自覚がない場合もありますし、あるいは自尊心の部分から見てもそういった機関に足を運ぶということ自体が認められないということも多々あるかと思います。むしろ身近な隣人に対してのほうが話せる、あるいは逆に身近だと話しにくいという場合は、遠いけれどもインフォーマルにふだん話ができる仲間のほうが言えるということもあるわけで、そういったことを豊かにすることで1つのサポートネット、セーフティーネットになっていくのではないか、そうした考え方です。それでこういった提言が1つ柱として出てきました。

なかでも、実は社会教育や生涯学習行政が果たしてきたこれまでの役割が改めて重要になってくる。これからもそうですが、インフォーマルな共の世界をバックアップしてくれる仕事というのは、まさに社会教育です。市民サークル団体がどんどん立ち上がってくる、いろんな趣味サークルを通じて人が横につながっていく。世田谷区には生涯学習センターというものはございませんけれども、各区ではそういった場があって、そこでさまざまな講座が開かれ、そこから人が集まり、インフォーマルに出会い、仲間をつくってサークル活動をして、さまざまに横につながっていく、そんなことを行政的に行ってきたのが社会教育でありますので、ここでは社会教育、生涯学習行政の今日的意義という点でも非常にこの部分、柱の部分は重要であるということです。

次の19ページに「『共の世界』を育むプラットフォームをつくる」という柱をもう1つ出しました。そもそもこの共の世界、インフォーマルに人が集うには、それが集まりやすい環境も必要ですし、それぞれのつながりが横にさらにつながっていくようなプラットフォームが必要だろうと。世田谷区内には子ども・若者支援関係の団体は非常に多く存在しているにもかかわらず、なかなか横同士、隣接領域の方たちが一堂に会したりつながったりという、何かプラットフォームになるような仕組みが余りないのではないかというのが出てきました。ただ、全くないわけではなくて、既にそういう動きは見えてきている、芽としては出てきています。それを20ページ、21ページのコラムに具体的な事例は載せています。例えば、「若者と咲かせるネットワーク・せたがや」というのは、さまざまな若者

にかかわる団体、また若者自身も一緒になってみんなでネットワークをつくろうよということで、こういう動きが今年の9月から始まっている、そんな動きもあるんだということも踏まえながら、こうしたプラットフォームを豊かにつくっていくことが2つ目の柱として出ました。

2つ目の提言として、「第三の大人のネットワークをつくる」というところです。21ページです。ここでも、「第三の大人」はどういう人かということをもまず定義したのですが、第三の大人とは、親や教師以外の大人で地域の課題解決に心を寄せるボランティアな人々のことを指しているわけです。児童館の館長さんがこの会議で御指摘くださったのは、そうした親でもない、先生でもない、地域のボランティアな大人というのが、かつてはそこかしこに日常の中で見守りの人としていたと。そういう人たちを、今都市化する中でもう1度この第三の大人というところに焦点を当てて、生きづらさに寄り添ってくれるような、そういう関係性を持つ第三の大人を発掘し、そしてつなげていくということが重要ではないかという認識に至りました。既に国や東京都、そして世田谷区は、それぞれ経済支援や学習支援、物理的な支援等は十分してきています。具体的な内容は、この報告書の31ページ以降に資料として世田谷区ではどんな支援事業をしているかというのが一覧として載っています。相当な数の事業がもう既に打たれています。打たれているものの、それでもこぼれ落ちてしまうのは、こうした生きづらさに寄り添えるかかわりの力ではないか。これは非常に数値化しにくい、実態としてつかみにくい部分ですが、だからこそ、この社会教育委員の会議でここは議論すべきところですし、社会教育というのはそういったある意味見えない力を重視してきているところですので、この第三の大人のネットワーク、そして第三の大人というのを非常にボランティアな普通の人々、普通の一般の市民の方々に担っていくというか、そうした方々を発掘しネットワークをつくる、それが必要なのではないかということで出させていただきました。

これが一応3つの柱についての詳細な説明になります。

ちょっと補足ですけれども、17ページをごらんください。こうした3つの方策を通しながら、前期の委員会ではこんな社会になったらいいよねという理想論ですが、理想の図を描いてみました。これを短期的に実現することは厳しいことは承知の上で、中長期のビジョンとしてある程度この前期で議論したこと、その先のビジョンというのをこういう形で図にまとめてみました。真ん中には「関係性の中で生きる家庭・子ども」ということで、これは当事者同士非常に関係が切れてしまっている、当事者同士でも関係が切れているし、

行政との関係も切れているし、あるいは市民、さまざまな市民、第三の大人とも関係が切れてしまっている。そんな孤立した状態がおのずと関係に開かれていくような、そういう家庭、子どもというのを真ん中に置いて、そうした関係に開かれるためには、さまざまな市民団体・活動、公的施設、公的制度、民間事業者、この3者が三すくみで互いに協力し合っていくような、その中でインフォーマルな共の世界が生まれてくるような、そんな図を、ビジョンを描いたところです。

それぞれの円が、実は14ページに現状ということはかなり厳しく図をまとめてありますけれども、我々の認識としてというか、前期の認識としては、当事者も加え、市民団体・活動、公的施設、公的制度、民間事業者の4者ともにまだお互いに連携がとれていないし、まだ十分に関係がつくれていないという、それをあらわしたものです。それを何とかお互いにつなげていく、つながっていくような、そういった環境づくりを構築していくことが必要なんじゃないかと。そんなところでしょうか。

○委員 ありがとうございます、大体わかりました。今、お話の中にありましたように、行政として、世田谷区としての施策、支援制度というのはかなり充実しているなど、資料の事業一覧で見てわかりますが、今御説明があったように、それをフォーマルとしたらば、それから抜けた、あるいはそのすき間、それが適当な言葉かわかりませんが、それを包含したようなインフォーマルという見方でいいのではないかなと私なりには見ているんですが。いわゆる昔から言われる向こう3軒両隣とか、隣組とか、町内会、子ども会というようなインフォーマルな関係がかなり希薄になっている。そこから始めなきゃだめなのじゃないかということが、まずこの1番という了解でよろしいでしょうか。

それで、プラットフォームとネットワーク、非常にこれは大切だなと思いました。なぜかという、やっぱり何をするにも5W1Hで、なぜ、誰が、いつ、どこで、何を、どのようにというのが必ず必要になってくるので、このhowがかなり2番と3番で出ているんですが、どのように、howをどうコーディネートしていくかというのがこれからのここで課せられた大きな課題なのかなというのを聞きして、私なりに解釈しているんですけども、間違いだったら教えてください。

○議長 いえ、むしろそれはこれから御意見とか御議論をしていただくといいのではないかなと思いますので。我々も、とにかくビジョンを出してみるというのにもういっぱいいっぱいというところでした。ですので、今御指摘いただいたような、本当にそれを具体的にどうコーディネートしていくのかというところが残された課題の1つだと思います。

ほかに何か御質問、御確認、御意見等ございますでしょうか。

あとは、そもそもこの前期の子どもの貧困問題に引き続いて、それを具体化してほしいというのが事務局側の提案ですので、そもそもそういう提案とはまた違った方向性もあるのではないかという御意見があってもいいと思います。ここではまずそれも1つ同じテーブルの上に置いて、皆さんから御提案いただくことも含めてきょうは議論したほうがいいかなと思いますので、ここで早急に決めないで、少し皆さんからフリーに日ごろ気になっていることも含めて出していただいたほうがいいのかなと思います。

○委員 私ばかり済みません。報告書の中で1つ気になったところが、子どもの貧困、これは関係性の貧困も含めて、経済的も含めて、学校ではなかなか見えてこない。来てほしい親は来られない、PTAとか保護者会に来られない。先ほど進学の中学校3年生になってから初めて貧困が出てきたとか、学校でなかなか見られないものを、ではどこで見つけるのかというところで、たまたま私もちょっとBOPにいたことがありまして、今BOPの方が何人かおられるということで、意外と学校が終わった後の昔の学童クラブですね。あの中で、親の様子とか子どもの様子がわかるということもあるのかななんて、これは報告書を見せていただいたら、このところでたまたまきょうBOPの方がいらっしゃるの、その辺はどうなのか、ちょっとお聞きしたいなと思ったのですけれども。

○議長 そういったことにかかわって、先ほどの紹介の中で委員の皆さんがBOPにかかわっていらっしゃるとおっしゃってました。委員も先ほどBOPにかかわっていらっしゃるということでしたが、いかがですか。

○委員 BOPの子どもたち、どこまで言っているかわからないですが、芯のところの子どもらしさというのは昔とそんなに変わっていないと私は思いますが、やっぱり親のかわり方が変わってきているので、どうしてもまだ低学年だったりすると親のことを気にしちゃったり、親にはよく見られたいみたいな感じのところが見受けられて、多分おうちではよい子だろうなという子が、学校でもよい子で、BOPという限られた学校でもない、家庭でもないというところで羽を伸ばしてやんちゃをしているという姿は見られます。それが貧困云々というわけではないのですけれども、そういう親に気を使っている子どもたちがすごく多いかなと私は最近思っております。

○議長 ありがとうございます。あと、委員もBOPにかかわっていらっしゃいますよね。

○委員 BOPの中には、御両親が働いている学童クラブのところでお預かりしている方と、放課後に新BOPに来て一緒に遊んで帰るお子さんとがいます。それで、学童の場合



にはほぼ毎日来ている子とか、週に何回か来ている子とかさまざまですけれども、今おっしゃったように、子どもたちは本当にお母さんが迎えに来たり、お父さんが迎えに来るケースも最近イクメンでとても多いですけれども、そんな中で、やはり御両親がお忙しい御家庭もあるのかなというところで、持ち物や何かについても、ちょっと昔では考えられないようなケースが見受けられたりすることがあったりします。低学年にハンカチやティッシュの忘れ物が多いとか、筆箱の中に必要以上のものが入っていたり、基本的な家庭教育の部分ででき切れていないことがあるのかしらと思います。本当にさまざまな部分を学校で教えてくれればいいのかというような声を耳にすることが多くて、いやいや、それは御家庭でやっていただくことじゃないかしらと思うのですが、ちょっと言えないですけれどもね。

親も管理職になったりしているお母様たちも多いので、子どものこと、仕事のことなどいろんなことを抱えてお忙しいようです。今は核家族も多いですから、本当に横の連携というか、こういうネットワークがうまく機能して、みんな社会全体で子どもを育てられるようになったらいいなというふうに感じております。

○委員 私も実は、今おっしゃったように特に学童クラブ、BOPは対象がほとんど全員ですけれども、学童クラブの子どもで、特にひとり親家庭の子どもで私の経験で、非常に暴れん坊で暴力的な子どもがいたのです。学校の先生といろいろ横のつながりで話をしていると、学校ではおとなしい、家へ帰ってもおとなしい。BOP、学童に来ると暴れる。それをずっとトレースしてみると、やっぱり親に対して物すごく気を使っているという状況があって、親がいるときには本当に猫みたいにおとなしいですけれども、だから、それが貧困とどうつながるのかですね。経済的な貧困はそんなでもないと思うので、とにかくおやつはむしゃむしゃ食べるわけです。人のものをとるぐらい食べると。ところが、それがどういう貧困とつながっているのかというのは、今私の中で解決はしていないですけれども、何らかの関係性の貧困と関係あるのかなというような感じがして。ですから、学校で出てこないものをBOPでということもあるし、ほかのところ、児童館でもあるだろうし、そういうものとそういう意味ではコラボしていかないと、横のつながりをつくっていかないとなかなか難しいかなと、そんなことでちょっとお聞きしたかったので。

○議長 我々の前期の議論の中では、割とそういった、例えば児童館のような放課後に子どもが過ごすところで結構子どもの本音というか素の姿が見えてきたりする。児童館でちょっと出したおみそ汁をある子が物すごくおいしいと言って食べている姿から、職員が「こ

れは何か尋常じゃない」ということをキャッチして、いろいろとそこからたぐり寄せていったら、実は非常に困難な家庭ということに気づいていくという、割と微弱なサインを、そういった学校だけではなくて、いろんなところで子どもたちは出しているというのが見えてきたわけです。ただ、それは非常に微弱で、それをキャッチする大人の側のセンスがかなり問われるところだなというのは前回の議論をまとめていて非常に感じたところです。

ほかはいかがでしょうか。

○委員 今BOP、それから学童というところのお話が出ましたけれども、児童館と管轄が一緒に一緒に活動されていますので、その学童の関係の方々も児童館の中で地域がかかわる懇談会みたいなものもありますので、そういうところに出てお話を伺ってみると、やはり学校でも見せない、おうちでも見せない顔をそういうところで見せるというのは前からお話があるところなんです。どのようにしてという部分で、確かに貧困かどうかというところまではなかなか難しいかもしれませんが、何かしらの状況をつかむ場所にはなり得るところだと思います。また、そういうところで例えば子ども食堂であったりとか、寺子屋みたいなもので学習支援であったりとかということがあれば、またそれはそれでつながっていく次第にもなると思いますし。やっぱりその場所のところというのは、着目していい場所ではないかなと思っております。

○議長 児童館とか学童とはまた違った第3の場としては、子ども食堂を開設されていて、もちろん今のお話の続きでもそうですけれども、それ以外にももし何か今回出された事務局提案についての御意見を含めて何かございましたら。いかがでしょうか。

○委員 1つは、子どもは自分の置かれている状況が困難かどうかということは、ほかの家庭を知らないんで、特に関係性の少ない子ほど自分が大変な状況にあるのかということには理解していない。たとえ夜電気がなくて真っ暗な中で暮らしていても、自分のうちが特別なうちだとは感じていないことが、特に低学年のお子さんにはあります。

あとは、子どものプライドって大人以上に高いので、仲間がいる中で、比較的自分が困難だというSOSは出さないことが多いので、子ども食堂の子たちも帰りに送っていくんですが、そういったとき、大人と一緒に帰り道々ぽろっと話す、そういうときに一番本音がふっと出てくるので、そこを聞き逃さないで、聞いたときも余り「ええっ、そうなの？」ということではなく、「ふうん」という感じで聞きながら子どもの話したいことを聞くということが、こういった小さい個別に活動していく中でとれるキャッチの方法です。

そして、暴れている子、いろんなそういう子、大人から思うと不適切な、とつても扱いにくいような状況を出す子というのは、やはり心のどこかにうまく吐き出せない本人の中での苦しさを持っているということが、それは必ずといっていいほどあるので。そんなことかと思うこともありますし、「ええっ、そんな大変なこと」と、それはこちらのとり方なんですけれども、大抵ある。いつも騒いでいるからとか、悪い子とレッテルを張るのではなく、その子の困難はどこにあるのかな、なぜこういう行動をとるのかなということ、いろいろな大人が見る中で話し合っているということが大事かなと。それが当たっているか当たっていないかということではなくて、気にかけていろいろな方向からみんなで見守るときがあれば、いろいろな方法でかかわることが大事かなと思っています。

あとは食事というのは一番わかりやすく、何が好き、何が嫌い、おいしい、まずい、苦いとか酸っぱいぐらいまでありますが、苦いとか、そういう言葉が意外と出てこないんですね。語彙がとても少ないので、甘いとか、うまい、まずいぐらいしかなかったりということもあるので、いろいろな話をしていく中で表現を覚えていくと、あと、人とのかわり、あの子はどんなふう話すかなと興味が湧いてくるので、みんなで1つのことを何かやるという、食べたり共有すること、それは五感を通じてという活動はすごく大事ですし、その子の生活背景が見えてくることもあります。

○委員 今、話題が低学年の子どもとか小さいお子さんの話になっていると思うんですけども、今回この場合、先ほどの中学生になって高校進学のとときに、うちは絶対都立じゃなきゃだめよということが起こったりとか、夏期講習に行くのが大変、塾代もかかるのでということで、親同士の話の中では、主に中学校になりますと塾にどれだけ行かせているとか、講習代に幾らかかるとか、そのために私はパートをこれだけふやしたとかという話題が大変多かったですね。やはりその辺のところも含めて、子どもという定義をどこまでにするかということもあると思いますけれども、もし小中学生までとするのであれば、ちょっとその辺の部分も、どこまでどうお話を進めていかれるのかということもちょっと伺いたいと思います。

持ち物とかも、学校は今バッグが自由ですね。それがブランドのバッグとか、そうでないものとか、履いてくる靴も1万円ぐらいするような靴、本当にローファーを買ったほうが安いよねというのに、男の子も女の子もスポーツ用品店の高い靴を履いてくる子もいるしという、そのあたりもちょっと気になるころではありました。

○議長 そうですね、前期は子どもをどこまでということ、はっきりと定義は、主には

小中学生だったとは思うんですけども、はっきりと定義はしなかったですか。

○事務局 特に範囲は設けていなかったですね。

○議長 大体範囲としては小中学生中心でしたね。ですので、今期、そもそもどこまでを子どもと見るか、あるいは対象をもう少し広げていくのか、ちょっとそのあたりももしこのテーマの方向性でいこうとするならば御議論いただく必要はあるかもしれません。

○委員 子ども食堂の参加者というのは、小中ですか。

○委員 高も。

○委員 高までいきますか。

○委員 はい、18歳までは子どもとみなしています。やはり高校生、ボランティアに来てくれる高校生もいますし、食べに来る子もいなくはないです。誘い方とその場の雰囲気、余り小さいお子さんがいっぱいいると、やっぱり来づらいので少しあるんですけども、高校生まではなかなか、さっきの話じゃないですけども、自分の家庭環境がすごく特異だということに気づいて、何とかしなきゃと思える初めが高校生ぐらいな感じがなんとなくしているんです、関係性が薄い子に対しては。すごく密に関係している子は、とっても小さいうちからいろんなSOSを出したり、この人はどうかなというアンテナがすごくよく張れているのは、それは経済的な貧困とかは関係なくて。逆に、裕福でも意外と囲われている子は関係性がすごく微弱で、この人は大丈夫な大人かそうじゃない大人かのアンテナの感度が少し悪いような気がするので、そういう子がふっと新しい世界に出ていったときに、変な話、悪い大人にちょっとつかまってと言いかたは悪いんですけども、かわりを持ちちゃうということも少しあったりもしているので、ちょっとうまくまとめられないけれども。なので、高校生までが子どもかなと。もう、それを言えば大学生もそうなんですけれども、高校生までと考えています。

○委員 本当に私も思うんですけども、経済的には何でも買ってあげられる親御さんていらっしゃるんですけども、その中でやっぱり関係性の薄いお子さんというのはどうしてもあって、自分の主張がしたいがために大きな声でその場をおさめちゃうところがすごく多く見られるので、それこそこの関係性の貧困というのは本当に考えていかなくてはいけないのかなと思っています。やっぱりかかわっていく、同じ学年、あとは上の学年、大人とどうやってかかわるかということを知らない子というのがすごく多いのかなと思っていますので、経済的な云々よりもこちらのほうが私は重要ではないかなと思っています。

○議長 学校のお立場からも、もし何か御意見とか御質問とか。私のほうでは前期の補足はしましたが、もしそのことも何か足りないこととか何か、その補足もございましたらそれも含めて。

○委員 前期と、それから中学校のほうからの意見というか考えですけれども、当初、貧困といったときに経済的な貧困かなというところを私自身が参加したときに考えて、それだけではなくて関係性のというのがあって、回を進めていく中で、もう1つ、あえて言えば精神的な貧困かなというのが会の中で出てきて、私なりにまとめてきたんですけれども。ただ、中学校は高校に進学するのだけれども、先日、高校の先生との話の中で、今、一般受験をしないというんですね。AOと指定校推選をします。その理由が、結局受験料がないというところが多い。高校によって違うんですけれども、都立のいわゆる中程度のところだという意見も来て、そうした中で、我々は卒業させるとほとんどの子が高校に進学をする。その子たちに、もちろん進路指導の中で進学だけじゃなくて、職業とか、働くという先のところまでを、職場体験だとか考え方の中で指導はしていくのだけれども、そのときには目標なり夢なりというのは考えていくのだけれども、高校に実際なったときに、その後次をと考えたときに、ああ、そういうふうになるのか、高校の段階でなるのか中学校の段階でなるのかはちょっとまだわからないところはあるんだけど、いわゆる貧困といった、明らかな経済的な貧困というのはほとんど見かけられないんだけど、やっぱり経済的なものに大きく影響されて、そこから関係性、精神的にいくのではないかなというのを今、またもとに戻ってしまうような感じだけれども考えていて、前回のときに提案、提言されたものというところの3つの具体性というのは、確かにこれから考えて検討していくべきなのではないかな。なぜそれが施策ができていないのにできていない、そこに子どもたちにつながっていないというところの具体性を考えるのは、非常に重要なことだなと考えています。

○議長 前期から引き続いて、また児童館で子ども食堂にもかかわっておられた委員のほうから何か。

○委員 最初だけだったですけれども。子ども食堂に関して言えば、今はちょっと時間がなくてかかわっていないですけれども、やっぱり最初に出た話は、もともと来てほしい子どもたちが本当に来ているのか。それは、ひとり親もしくは共働きで家にいる子たちがひとりで食事をしているのを、何とか数少ない機会の中で集めて、いろんな話をしながらひとりでいる時間をなくしてあげたいというのも最初のスタートだったみたいですね。だけ

れども、実際それが児童館の職員と話をしていても、本当に自分たちのやっていることが、求めている対象の子たちに伝わっているのかどうかというのがやっぱりすごく心配というか、悩みの種だという話は聞いたことがあるんですね。

では、やらないのがいいのかとなると、恐らくやり続けていくことで、今ちょっとどういう形になっているかはわかりませんが、対象はやっぱり喜多見の場合で言えば未就学、当然未就学はその子たちだけでは来られないので親子で来るんですけども、未就学から高校生まで幅広く参加はしている。一応、便宜上会費制はあるということですね。では、会費制があれば、当然俗に言う貧困、お金がないという子たちは参加できないのかとなると、例えば食材の下準備の手伝いをするとか、後片づけをするということで参加を促すという形になっているということで、高校生なんかも積極的にかかわってくれているという話は聞いたことがあります。

僕は、昨年度からこの問題についていろいろ議論をした中で考えたのは、では、自分が子どものときにどうだったのか。世代が近い人がいるんですけども、私たちが子どものころも、私も決して裕福ではなかったと思うし、都立高校にも行きましたから。その中で、今ほど情報にもあふれていなくて、本当に身近な中で精いっぱい生きてきたというわけではないですけども、でも、犯罪に手を染めることなく一応まともに人生を歩んでこられました。

では、今の子どもたちは自分が子どものときと違って、では何が原因なのかなと。私たちが子どものころのほうが、ある意味物もなかったし、情報もなかったし、貧困ということと言ったらもっと貧困だったとは思うんですね。だけれども、みんな仲よく学校に行き、先生にも怒られたけれども、ドロップアウトしていく人間もいなくはなかったけれども、ちゃんと進学もして、就職もして、結婚もしてと。その過程の中で居場所がなかったとか、貧困だったとかという話は全くなく今に至っているんだけど、何で逆にこの御時世、物があふれ、親もいろいろと買ってくれたりとかはするのに、何でそこが貧困になるのかなというのがずっとひっかかってきていて。行政もいろんなことをやってはくれる。逆に、僕らが子どものころは、世田谷に住んでいましたけれども、世田谷区ってこんなに熱心にいろんなことをしてくれていたのかなという思いもあるぐらい、親も何も言っていなかったし、僕らも何も感じなかったし。だから、何かをやっていれば満たされているのじゃないかという、やってあげている側ももう1度ニーズを掘り起こして行って、単にお金がないからお金にかわるものというふうに短絡的にいくのではなくて、児童館の食堂もいろ

いろな手続を踏んでやるに当たってもかなり結構負担があったようですね。例えば場所を貸す、それから食材をどうするのか、そういったところは多分今も世田谷区として何かやっていたっけ。

○事務局 世田谷区というよりは社会福祉協議会とかでは支援はしています。

○委員 ちょっと話がそれますけれども、例えば児童館は世田谷区って公設公営ですよね。やっぱり行政がきちんとかかわっていくことで、地域の人たちも公平にサービスを受けられるのではないかという満足感なりを得られるはずですよね。それが社会福祉協議会ともなると、それ何、社会福祉協議会だから、ちょっと何か貧しい人が絡むのじゃないかとかという捉え方をするのであるならば、きちんと僕は、去年も言っていましたけれども、世田谷区としてどうするのか。区の施設を使って、区の職員が介在をして、区がきちんと食材をそろえて、みんな公平に食べに来てくださいよと。極端なことを言うのですよ。児童館の食堂、子ども食堂の場合に関して言えば、それぐらいある程度やっていかないと、やっぱり難しいのかなと去年もずっと考えていたので。ちょっと話がそれますけれども、そんなところですね。

○議長 ありがとうございます。そうした具体的な、またどうするかというところについては、本当に今期さらに詰めて、このテーマの方向性で行くなら詰めて御意見いただければと思います。

委員からは何か、これまでの説明に対する質問でも結構ですし、御意見、御感想等でも結構ですが。

○委員 関係性の貧困という言葉がすごくわからなくてずっと考えているんですけども、今話をしているのは、「どんな状況にあっても生きづらさを感じず」というのは、子どもの話ですよね、まず。

○議長 そうですね。

○委員 共の世界をとというのも全部子どもに対するものと捉えていいでしょうか。

○議長 親子がやっぱりセットな部分がありますよね。一応概念図として出した17ページでいくと、子どももそうですし、まず家庭もつながらないということでは考えています。

○委員 もう1つ、格差社会が拡大している、これはわかるんです。それで、だから社会的に孤立した後に貧困に転じていくという部分があるんですけども、ここがどうも、本当に、格差社会で、25ページの真ん中辺、2段落目の「現代社会の危うさでもあった」の前のところに、「誰もが社会的に孤立し、貧困へと転じていく」のこの貧困と、子どもの

貧困というのを同じと捉えているということでしょうか。

○議長 私が書いた部分ですので、そこはそうですね。

○委員 世田谷区の子どもの話をしている、正直言って貧困の現状がちょっと私には実感できないです。だから、どこかにも書いてあったけれども、貧困の定義ですよね。平均より下だったら貧困ではないですよね。

○議長 一応国が出している貧困の定義というのは、相対的貧困と言われている。

○委員 相対的ということは、平均値より低いのはもうみんな貧困と。

○議長 平均値をさらに半分にした、大ざっぱに言うと、国民の年収をそれぞれ全部グラフにして、今平均年収が420万円ぐらいですけども、さらにその半分以下、年収に直すと200万円より。

○委員 生活支援をもらっているような家庭の話と捉えるのか、それとも、この関係性の貧困となったときには、さっき先生もおっしゃったように精神的な乏しさみたいなことを指しているのか、それが何か一緒に語られているようなところがあって、どっちで話をしたらいいのかとさっきから考えていたんです。

○議長 では、そこは少し私のほうでも補足説明させていただいたほうがいいかもしれませんが、2ページ、3ページは、特に3ページの「子どもの貧困について」というところでは、これはそもそも国や世界的に貧困というのがどう定義されているか、それをまずここでは整理したところですよ。

○委員 世田谷区の貧困率はまだ出ていないから今度調査をするという、貧困率まではいえないけれども。

○事務局 そうですね、生活実態ということなので、そこから貧困というところがどこまでつかめるかというところですよ。

○委員 なので、経済的な貧困の話をするのに、その調査となると根拠がまだはっきりしなくて、この13.9という数字がここにあるけれども、世田谷区ってこれより高いのかな。

○事務局 これからです。

○委員 全くわからないということですか。

○事務局 はい。

○議長 間接的にしか。

○事務局 就学援助に関しても、認定されているからイコール子どもの貧困かというのと、そうとも言い切れない部分もありますよ。



○委員 全然そうじゃない方たちも援助はもらっている人たちがいっぱいいるし、全部の子どもに会ったわけではないけれども、世田谷区の子どもたちの服装とか、話題に上がっている、ここに例として上がっているのは、結構私としてはレアケースなんじゃないかなというふうに捉えたりしますが。

○議長 この委員会ではどう貧困を定義するかという議論を当然したわけですね。それは、国が言っている相対的貧困だけでは捉え切れないだろうということです。要するに、国が出している指標はあくまで経済的な指標でしかないわけですね。我々が各委員のお持ちの身近な事例、そして外部から講師をお招きしてお話いただいた事例を重ねながら、実際に世田谷区で起きている子どもの状況からすると、両親共働きで、一方は公務員で、一方は保育士もしていてそれなりの家庭であってもネグレクト等が生じていて、父親から子どもと母親のほうにはお金が行っていないというような実態も語られまして、結果、経済的に厳しい親子の状況があるけれども、それは親の年収では実ははかれないという事例も出てきたんですね。そういう中で見たところ、先ほども経済的な裕福な子であっても、どうもかわりにおいては非常に貧しいというようなことが起こっていると。孤立化している。

○委員 それも貧困というふうに。

○議長 我々は、それを貧困というふうに捉えようと。そこに経済的な問題が重なると、より悪循環に陥るという認識だったと思います。

○委員 感想としては、貧困という言葉にすごく抵抗を感じてしまうので、すごく少数派の少ない子どもたちのそれをどうやって救うかという話なのかなと。いや、でも精神的な部分だとしたら、育ちで孤立させない、その家庭を、家族を孤立させないで地域全体でという話なのかなという、どっちの視点で話したらいいのかがちょっとわからなくてさっきから悩んでいたという、感想ですけども。

○議長 そこに焦点づけて、今期もうちょっとレアケースに焦点づけたものでいくべきか、貧困という以上これはレアなのではないかという認識のもとでやるというのも1つですし、前期で我々がそもそも貧困で何だろうというところから始まっていったときには、どうも経済的な貧困だけじゃはかれないという話になり。これは、社会的孤立というふうに言いかえたほうがもしかしたらいいのかもしれないですね。

○委員 そっちのほうが、貧困という言葉が2つに使われているように思って、私は今悩んでしまったんですけども、そうですね。

○議長　そうですね。ちょっと貧困という言葉の一般的なイメージからくるものという  
と、どうしても経済的なものになりがち。経験の貧困という言葉の使い方もあるにはあり  
ますけれども、ちょっとその辺の言葉の使い方は。

○委員　難しいな。

○議長　そうですね。もし、この前期を踏まえていこうというのであれば、今御指摘いた  
だいたことは必要かもしれないですね。

○委員　ちょっと水を差すようですけれども、私の捉え方は、ここにも書いてあるんです  
けれども、経済的貧困と関係性の貧困、いわゆる精神的な貧困、相乗効果があるのじゃな  
いかという意味で捉えて、関係性の貧困というふうに私は捉えています。ですから、2つ  
別のものでなくて絡み合っているという捉え方を、私はそういうふうに捉えていたんで  
すけれども。だから、精神的な貧困だけの場合ももちろんあるだろうし、経済的貧困だけ  
の場合もあるだろうけれども、どこかでつながっているなという捉え方を、私なりにはこ  
れを読みながらそう思っていたんですけれども。

○議長　それは我々自身も、多分資料の巻末のほうについていたと思うんですけれども、  
確かに経済的貧困プラス関係性の貧困が相まって非常に悪循環になっていくという分析は  
当然我々も。

○委員　最初は、純粹に経済的な貧困についてどういうふうに施策をとるところから確  
かにスタートはしたはずですが、途中からやっぱりそういうことだけでははかれない部分  
があるよということになってきたんだと思います。だから、きっかけは確かにそうだし、  
貧困という言葉のストレートな意味合いも、真っ先に思い浮かぶのは当然経済的。だから、  
それもありきという言い方は変ですけれども、やっぱりおっしゃるとおり、そこから派生  
しているのであれば、やっぱり分けないで議論していったほうがいいのかなという気もす  
るんですが。

○議長　27ページをごらんいただけますか。これは外部から引っ張ってきているものです。  
子どもの貧困白書から引用してきている図ですけれども、ここでは「複合的剥奪としての  
子どもの貧困」、今委員に御指摘いただいたように、やっぱり相まってというところを図式  
化したものです。ここを見ると、物質的・経済的剥奪プラス関係的・社会的剥奪プラス実  
存的・自己形成的剥奪等々がここには出てきております。そういうところでもうちょっと  
経済的貧困だけじゃない、その奥に隠れているものを我々も見ながら。多分、その各コア  
な部分というのは、実は関係性じゃないかなというのが前期たどり着いた部分ですね。

というのも、この紹介されている事例の中に、経済的には非常に厳しい状況の若者が、児童館につながりながら前向きに生きているケースというのが出てきたんですね。今だって経済的には貧困だと。だけれども、生きがいとしてボランティアを非常に率先してやっている若者の話に私たちが触れたときに、確かに経済的な貧困はきっかけなんだけれども、でも、前向きに生きるということを考えたときには何がそうさせてくれるかといったら、やっぱり関係性の豊かさなのじゃないかというところだったかとは思っています。

もしそのあたり、前期の委員の方にも補足いただければ。

○事務局 あと、今のお話に関連するかどうかあれなんですけど、今回、お手元の資料に資料6がございます。これは現代の貧困ということであらわしているんですが、生田武志さんのホームページから、少し私のほうでアレンジさせていただいて、議長と打ち合わせをしたときにこの資料を出したほうがいいのじゃないかということで、参考資料で皆さんに配付させていただいております。

A、B、C、Dとありまして、Aは経済の貧困ということで、ただ、お金が少なくても居場所、関係性があるよ。それは学校、会社、家族、地域社会、それらの関係があるよという、単なる経済の貧困。Bは関係の貧困ということで、お金があっても自分が安心して暮らせる居場所がない。もしかしたら、そういうことも感じずお金でサービスを買って、その心配はないという方もいるかもしれません。それが相まったのがCの部分、経済の貧困プラス関係の貧困ということで、これが現代の貧困と生田さんは言っているわけですね。

前期からもこういう重なる部分が問題ではないかということもお話から出てきましたので、若干私のほうでアレンジしたということで、余り公にはいけないのかもしれませんが、許可をとっているわけではないんですが、こういう図も参考にしながら今後議論をしていただければいいのかなと考えております。

以上です。

○委員 もう1つ伺っていていいですか。今お話を伺って、貧困ということですけども、1つこちらのほうに「どんな状況にあっても生きづらさを感じずに前向きに生きていくための環境づくりへ」というサブタイトルのようなものがありまして、この会が本当に問題とか課題解決的なことのための話し合いの場なのか、それとも本当にお金の部分の貧困ではないけれども、私が先ほどなぜ中学生と言ったかと申しますと、別に都立高校だからお金がないわけじゃないと思うんですね。都立高校だってみんなちゃんと目指して行っているお子さんもいるし。そういう中で、自分自身がどのような目標を持って生きていくかと

うか、その辺のところを自己肯定感的なものも含めた小学生であったり、中学生であったり、これから社会に出ていく自立する子どもたちのための何かもっと幅広い、本当に全ての子どもにかかわるような部分でのお話が進められていくのでしょうか。

経済的貧困については私は今東京都の小学校PTA協議会もやっているの地域性があると感じています。先ほどレアなケースとおっしゃっていましたがけれども、世田谷の場合は、全体的に見ると貧困とはかけ離れているけれども、個々に見ると、確かにうちも主人の仕事が変わったときに申請して就学援助をいただいていたこともあるので、そういう年取的な部分で云々ということではなくて、やはり世田谷区の子どもたちがみんな自己肯定感を持って、自分の目指すところ、目標を持って生きていける、育っていける、そんなところも含めてお話をさせていただけたらいいのかなというふうに、感じた次第です。

○議長 ありがとうございます。今御指摘いただいたところも踏まえて、ちょっときょうはここまででお時間が来てしまいましたので、これを引き続き次回、こういうテーマで事務局からは提案されましたけれども、今御指摘いただいたように、そもそもこれをあるターゲットに絞り込んで課題解決的に議論をしていくのか、それとももっと全ての、あらゆる子どもたちの育ちということに向けて、視野をそちらに向けて議論をしていくのか、こういったことも重要な論点だと思いますので、そういったことをまた次回、きょうこの短い時間の中でいきなりもうテーマの方向性を決めましょうではなく、ちょっとこれをお持ち帰りいただいて、次回、じっくり今後の方向性について煮詰めた議論をできればと思いますが、そのような進め方でよろしいでしょうか。

( 異議なし )

○議長 では、そのようにさせていただきたいと思います。この短い時間の中でも非常に有意義な御意見をいただきありがとうございました。

では、最後に次回の日程を決めたいと思います。事務局案では8月下旬に開催してはどうかということだそうですが、皆さんの御都合をお聞かせいただければと思います。

( 日程調整 )

○議長 8月22日水曜日もしくは30日木曜日、6時半からということで調整をして、事務局から皆さんのほうに案内という流れにしたいと思います。

では、その他に移ります。委員の皆様から何かその他でございますでしょうか。情報提供とか、ここまでの中で確認等、よろしいでしょうか。

なければ、事務局からお願いいたします。

○事務局 それでは、参考資料としておつけさせていただきましたものについて、若干補足説明をさせていただきます。

区政概要、世田谷区基本計画の概要版、第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画、教育のあらましまでにつきましては、ほかのところでお受け取りになっていらっしゃる2部要らないという方は、このまま置いていただければこちらで回収させていただきますので、よろしくをお願いします。

その後に3枚、平成30年度世田谷区教育推進会議、昔の教育フォーラムとっていたものです。こちらが7月27日に開かれますという御案内が1枚入っております。

その次は、委員にも出ていただいておりますが、せたがや青少年委員だよりということで、青少年委員の一覧が、皆さん顔写真つきのものをつけさせていただきます。

最後は宣伝でございます。第21回アドベンチャーin多摩川いかだ下り大会、8月26日曜日に多摩川の河川敷で、私どもとアドベンチャーin多摩川の実行委員会のほうでこういうイベントをやりますので、ごらんいただければと思います。

私からは以上です。

○議長 それでは、先ほど申し上げましたように次回は今回の提案に基づいてさらに煮詰めていきますので、ぜひ前期の報告書等も御熟読いただきながらまた御参加いただければと思います。

これで本日の日程は全て終了いたしました。これにて散会にしたいと思います。お疲れさまでした。